

プリズミックの補償付帯サービス

概要

ご入居者様が受けられる補償付帯サービスについて説明したものとします。
当サービスはプリズミック管理物件にご入居された方のお住まいに関わる「困った」に
24時間365日対応させていただくサービスです。

費用

Sプラン: 月額 1,210円(税込)
(うち消費税110円)

Fプラン: 月額 1,430円(税込)
(うち消費税130円)

[※消費税が改正された場合は、改正後の税率となります。]

1. 家財補償のサービス……ご入居者様の家財補償、大家さん・第三者への賠償補償

ご入居者様の家財の補償、大家さんや第三者に対する賠償責任補償がついております。

(引受保険会社: Chubb損害保険株式会社) * 補償内容詳細については別紙「リビングプロテクト総合保険」をご覧ください。

事故のご報告・保険金のご請求 (Chubb損害保険株式会社)

TEL 0120-945-481

※ご連絡時のお願い

プリズミックにてご契約した旨、住所、建物名、号室、入居者名(法人契約の場合は法人名)をお伝えください。

2. 24時間駆け付けサービス……24時間365日年中無休で対応します

より快適で充実した生活を送っていただくために下記トラブルが発生した場合
24時間・365日安心対応の専用コールセンターにて受付します。

24時間・365日安心対応

鍵のトラブルサービス

例えば…

- 鍵を紛失して家に入れない!
- 外出先に鍵を忘れてしまった!



入居者
特典

駆け付け・
1次対応無料

水まわりのトラブルサービス

例えば…

- 蛇口から水漏れ!
- 台所の詰まりで水が流れない!
- トイレのタンクが故障して水が出ない!



入居者
特典

駆け付け・
1次対応無料

ガラスのトラブルサービス

例えば…

- 泥棒の侵入でガラスが割れた!
- 自然災害でガラスが割れた!
- ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい



入居者
特典

駆け付け・
1次対応無料

駆け付けまでの時間は?

緊急を要する場合は、所在地・交通事情にもよりますが、
1時間程度を目安にお伺いするよう調整いたします。

無料の範囲は?

出勤費・1次対応費(60分以内)の作業費用は無料になります。
部品代や特殊な作業の場合は利用者様へ相談させていただいてからの
作業となりますので、作業終了後に高額な料金請求をされることはありません。

※24時間駆け付けサービスの規約を裏面に記載しておりますので、ご確認ください。

上記(鍵・水まわり・ガラス)トラブルの際のご連絡

TEL 0120-110-144

※営業時間内の、水、鍵、ガラス以外の対応はプリズミック0120-945-481まで

当サービスのお問合せ先

プリズミック TEL 0120-945-481

平日 10時～17時
(土・日・祝・年末年始休)

24時間駆け付けサービス規約

第1章 総則

第1条(総則)

1.この規約は、株式会社プリズミック(以下「当社」といいます。)(が株式会社TOKAIと提携して提供する「24時間駆け付けサービス」(以下「本サービス」といいます。))の利用に関する条件を定めるものです。本サービスの契約者はこの規約を誠実に遵守するものとします。尚、お客様が本サービスを利用した場合(本サービスに加入されていないお客様が電話受付・出張サービスを利用された場合も含みます)は、この規約の内容に同意したものとみなします。

2.当社は運営上必要と判断した場合、契約者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとします。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。

3.本サービスに関する契約は、契約者からの申込みを受け付けた順序によって審査し、当社が承諾した場合に成立します。

第2条(契約者及び入居者)

この規約において、「契約者」とは、当社と賃貸借契約を締結し、またはその他の方法により当社が本サービスへの加入を認めた者をいいます。また、本サービスに加入されていないものの、当社が管理する本サービスの対象となる物件に自己の名義で居住されている方を「入居者」といいます。

第3条(有効期間)

本サービスの有効期間は、賃貸借契約書に記載した契約開始日から退去日までとします。

第4条(譲渡等禁止)

契約者は、本サービス契約者としての権限を第三者に譲渡したり、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第5条(変更の届出)

1.契約者は、住所、連絡先等、当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で変更の届出をするものとします。

2.契約者が前項の届出を怠ったことにより不利益を被ったとしても、当社はその責任を負わないものとします。

第6条(契約者資格の取消)

1.契約者が以下のいずれかに該当した場合は、契約者としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

(1)不正な行為、本サービスを悪用する行為等があった場合

(2)当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合

(3)料金を所定の期日に支払わなかった場合

(4)本サービス利用時において、当社または当社の提携会社(以下「提携会社」という)に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に電話を掛ける、法的義務を超えた過大な負担を求める等の行為を行い、当社及び提携会社の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合

(5)前各号の他当社が契約者として不適切と判断する行為を行なった場合

第7条(個人情報)

1.お客様からいただいた個人情報は、当社及び株式会社TOKAI並びにそのグループ会社の各種商品及びサービスのご案内・提供・アフターサービス等のために利用させていただきます。

2.前項の各種商品及びサービスのご提案・提供等を目的として、当社と株式会社TOKAI及びそのグループ会社各社との間で、氏名・連絡先(住所・電話番号等)・商品購入履歴、お問い合わせ内容等のお客様の個人情報を共同利用することがあります。共同利用にあたっての管理責任者は当社とします。

第8条(料金の支払い)

契約者は、当社に対して所定の料金を月額で支払うものとします。なお、料金に掛かる消費税が改正された場合は、改正後の税率となります。

第9条(免責)

1.当社は、自然災害、事件・事故、暴動、交通渋滞、公権力の処置その他当社の責に帰することのできない事由に基づく本サービスの提供不能または提供遅滞につき、いかなる責任も負わないものとします。

2.当社は本サービスの利用(入居者が24時間駆け付けサービスを利用した場合を含みます)により発生した契約者または第三者に生じた損害(他社とのトラブルに起因する損害を含みます)及び本サービスを利用できなかったことにより契約者または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

3.当社は、次に該当する事由並びにやむを得ない理由がある場合は、本サービスの提供をお断りする場合があります。

(1)第5条第2項各号に該当またはそのおそれがあると当社が判断した場合

(2)契約者が本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

(3)本サービスを行う際に、当社または提携会社の社員若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合

(4)契約者の対応、態度、行動等から判断し、適切に本サービスを提供することが困難であると当社が判断した場合

第2章 サービス内容

第10条(サービスの内容)

当社が本サービスにおいて契約者に提供するサービスは「24時間駆け付けサービス」です。

第11条(24時間駆け付けサービス)

1. 24時間駆け付けサービスは、専有部の鍵・水まわり・ガラスのトラブルに関し、契約者の依頼に基づき必要に応じて専門業者を派遣し、応急処置を行うサービスです。

2. 24時間駆け付けサービスによって当社が提供するものは、原則として部品交換や特殊な作業等を必要としない応急処置(一次対応)です。応急処置では対応できない修繕や部品交換、設備の交換等については、後日、別途のお見積りとなります。

3. 24時間駆け付けサービスを利用される場合は、専用のコールセンターまでお電話ください。専用コールセンターの番号及びサービス提供時間については、別途ご案内いたします。

4. 専門業者のスケジュールによっては、契約者または入居者が希望する時間帯に出動できない場合があります。

第12条(24時間駆け付けサービスを提供できない事由)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、24時間駆け付けサービスの提供をお断りする場合があります。

(1)依頼者が契約者または入居者でない場合

(2)契約者または入居者が賃借している部屋以外の専有部に係るご依頼の場合

(3)本人確認書類から契約者または入居者であることが確認できない場合

(4)当社が求める本人確認書類を提示いただけない場合

(5)店舗・会社事務所など住宅物件とは異なる場合

(6)トラブルの内容が自然災害、暴動、事件等に起因する場合

(7)専有部分のトラブル対応につき、契約者または入居者に立ち会いたいだけではない場合

(8)共有部分のトラブル対応につき、当社が当該物件を一棟管理していない場合

(9)特殊な構造・部品を使用する場合ならびに作業に長時間要する場合または特殊作業が必要となる場合

2. 専有部の鍵の開錠につき、破壊開錠を行えないと当社が判断した場合(鍵が特殊である場合(カードキー、タッチキー、ディンプルキー等)、夜間のため破壊による騒音が大きいと予想される場合、破壊による物件への損害が大きい場合等を含みます)には、破壊開錠は行わない場合があります。

3. 鍵の破壊及び交換を行った場合は、速やかに契約者または入居者は当社にその旨を申し出るものとします。

第13条(24時間駆け付けサービスの利用料金)

1. 24時間駆け付けサービスの利用料金には、出動費・一次対応費(60分以内)の作業費用が含まれます。

尚、専有部の鍵・水まわり・ガラスの24時間駆け付けサービスの利用料金については、下表のとおりとします。

(鍵・水まわり・ガラスの24時間駆け付けサービス料金表) (税込)

時間帯	区分	契約者
基本出張料金	鍵・水まわり・ガラス	無料
		無料
作業料金(60分以内)		無料
作業料金(60分超)		1,100円/ 10分単位
特殊作業料金		実費
部品代金		実費

以上